陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部「注意」をよく読んでください。
（例）・陳述書の「□　自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合、はチェックしないでください。
・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

令和　８年（ケ）第　　８０号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１８日
京都地方裁判所第５民事部
裁判所書記官　阿　南　愛　香

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日から 令和　８年１２月１０日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１７日　午前　９時３０分 京都地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　８日　午後　１時００分 京都地方裁判所第５民事部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許可若しくは届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１８日から当庁２階の物件明細閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	21,870,000 17,496,000	一括	4,374,000	149,350	17,881
1	1,760,000				
2	2,320,000				
3	17,790,000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　８０号

物　件　目　録

１　所　　在　　木津川市市坂湯屋田

　　地　　番　　３３番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１１２．８２平方メートル

２　所　　在　　木津川市市坂湯屋田

　　地　　番　　３４番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４８．５１平方メートル

３　所　　在　　木津川市市坂湯屋田　３３番地、３４番地２

　　家屋　番号　　３３番０の２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　　６２．１０平方メートル
　　２階　　５８．７９平方メートル

（現況）

　　種　　類　　居宅・倉庫

令和　8年（ケ）第　　80号

物　件　明　細　書

令和　8年　9月30日
京都地方裁判所第5民事部
裁判所書記官　阿　南　愛　香

1　不動産の表示
【物件番号1～3】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～3】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して，執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　８０号

物　件　目　録

１　所　　在　　木津川市市坂湯屋田

　　地　　番　　３３番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１１２．８２平方メートル

２　所　　在　　木津川市市坂湯屋田

　　地　　番　　３４番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４８．５１平方メートル

３　所　　在　　木津川市市坂湯屋田　３３番地、３４番地２

　　家屋　番号　　３３番０の２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　　６２．１０平方メートル
　　２階　　５８．７９平方メートル

（現況）

　　種　　類　　居宅・倉庫

令和　８年(ケ)第　　８０号
（物件１、２、３　　）
令和　８年　６月　３日受理
令和　８年　７月１６日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所
執行官　小　坂　由　人

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第　　８０号

物　件　目　録

１　所　　在　　木津川市市坂湯屋田

　　地　　番　　３３番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１１２．８２平方メートル

２　所　　在　　木津川市市坂湯屋田

　　地　　番　　３４番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４８．５１平方メートル

３　所　　在　　木津川市市坂湯屋田　３３番地、３４番地２

　　家屋　番号　　３３番０の２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　　６２．１０平方メートル
　　２階　　５８．７９平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１、２
現況地目	■宅地（物件１、２）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　　■地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者（破産管財人）　　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件３
種類、構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる ■種　類：居宅・倉庫 □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者（破産管財人）　　□その他の者 上記の者が本建物を　居宅・倉庫（空き家）　として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（その他の事項用）

その他の事項

1　本件各物件の所有者はＡであるが、Ａに破産手続が開始されたため、本件各物件の管理処分権は破産者Ａ破産管財人に移行している。
2　本件土地
⑴　物件１及び物件２の土地（以下「本件土地」という。）が一体となって、物件３建物（以下「本件建物」という。）の敷地として利用されている。
⑵　物件２土地は南西側で建築基準法上の道路（府道）に接している。
⑶　本件土地北東側の里道は建築基準法上の非道路である。
⑷　物件２土地北西角付近に「京都市」と表示された金属プレートが設置されている。
⑸　本件土地北東側に沿って、朱色の杭が一か所に、朱色の鋲が２箇所に設置されている。
⑹　物件１土地東角付近に「境界」と表示された金属プレートが設置されている。
⑺　物件１土地南西角（物件２土地南東角）付近に「境界」と表示された金属プレートが設置されている。
⑻　物件２土地の形状は公図と地積測量図とで異なっており、現況は地積測量図の形状である。
3　本件建物
⑴　本件建物北側には１階の倉庫部分の入口扉と２階の居宅部分の玄関が別々にあり、本件建物内で倉庫部分と居宅部分を行き来することは出来ない。
⑵　本件建物２階バルコニーに物入れが存在する。
⑶　本件建物内には家財等、動産はほとんど無く、空き家の状態であり、設備等が通常通り使用できるか不明である。
⑷　本件建物内にＡ宛の本件建物の引渡書類一式が保管されていた。

（関係人の陳述等用）

関係人の陳述等

陳述者（当事者等との関係）	陳述内容等
■破産者Ａ破産管財人照会回答要旨	1　本件土地を誰にも貸していません。 2　本件建物は空き家です。本件建物を誰にも貸していません。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（執行官の意見用）

執 行 官 の 意 見

1　本件各物件の状況は地積測量図、建物図面、建物見取図及び添付した写真のとおりである。
2　ライフライン調査の結果、ライフラインの契約者は第三者であったが、令和６年５月２９日にライフラインは閉栓されていた。
3　破産者Ａ破産管財人が管財業務の一環として本件各物件を管理占有していることが認められる。
4　ライフライン調査の結果、関係人の陳述等及び立入調査の結果から、２ページのとおり認定した。

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 6月 5日 ：　－　：	当庁	ライフライン調査
8年 6月 9日 9：50－10：00	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影 居住者宛照会書投函
8年 6月10日 ：　－　：	当庁	破産管財人宛照会書送付
8年 6月30日 13：00－13：20	物件所在地	立入調査、写真撮影
年　月　日 ：　－　：		
年　月　日 ：　－　：		

（特記事項）

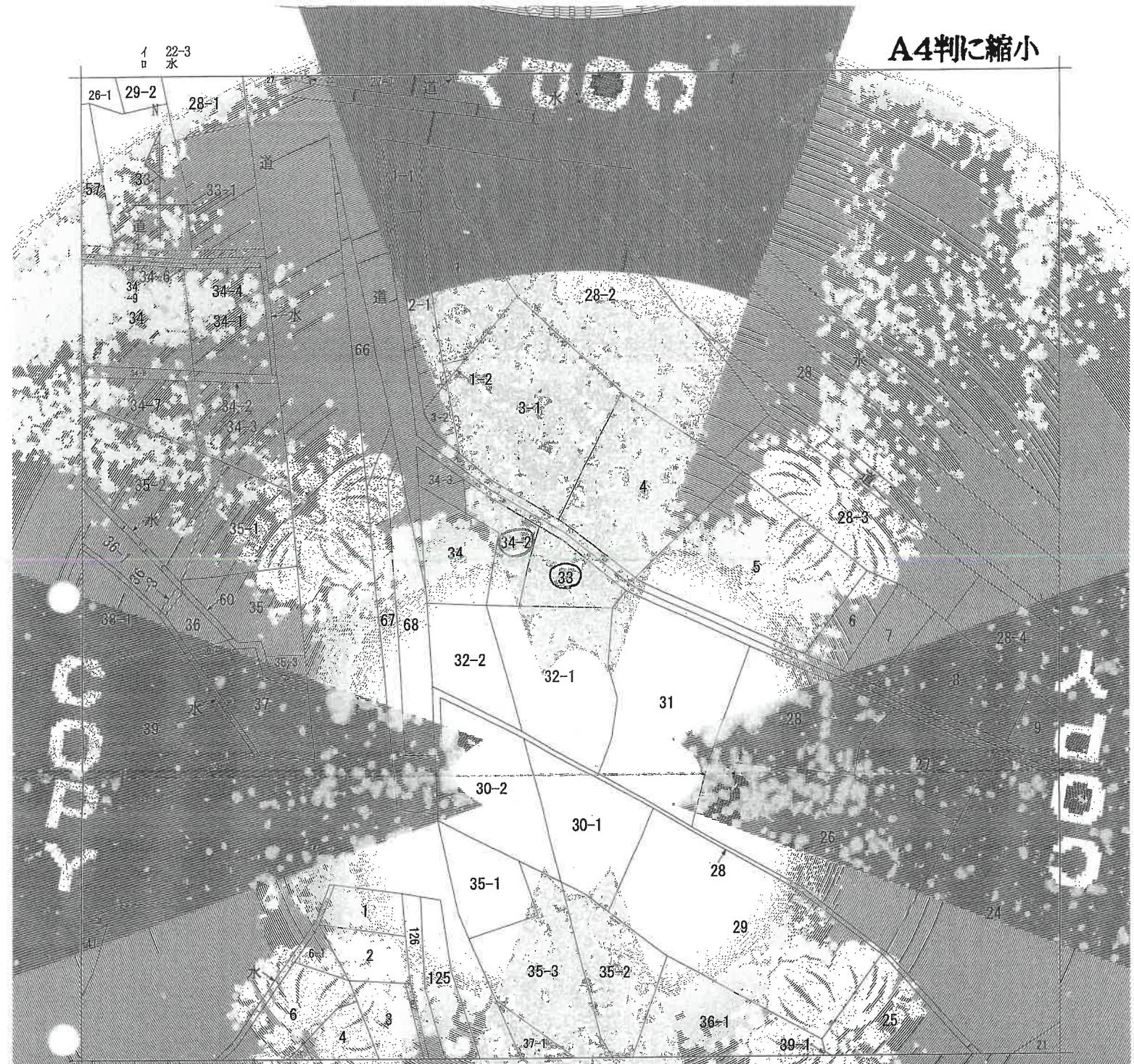
■　令和　８年　６月３０日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

■　令和　８年　６月３０日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A4判に縮小



（注）地図に準ずる図面は、土地の経直を明確にした不動産登記法施行前の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け

請求部分	所在	木津川市市坂湯屋田				地番	33番		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備考				余白		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月23日
京都地方法務局木津出張所
登記官

請求番号：8-1
(1/1)

5ページ

登記年月日　令和5年2月14日

これは図面に記録されている内容と相違ない旨、京都地方法務局木津出張所

令和8年3月23日

土地所在図
地積測量図

地番	33
土地の所在	木津川市市坂湯屋田

座標求積表

地番	33			
点名	標識	X	Y	辺長
K12	鉄杭	92.355	114.741	8.99
K16	〃	83.367	114.334	2.73
K11	〃	80.636	114.334	5.23
423	〃	80.721	119.568	7.79
431	P	80.672	127.360	3.62
421	P	83.904	129.002	4.46
P4	P	86.711	125.535	3.03
P5	(P)	88.251	122.915	5.62
P6	(P)	90.184	117.895	3.54
	倍面積		225.645027	
	面積		112.8225135	
	地積		112.82	㎡
合計			112.8225135	

*公式　A＝1／2Σ（X2－X1）（Y1＋Y2）

引照点座標リスト

点名	標識	X	Y
IN1	P	99.727	92.308
IN2	P	74.196	99.913
IN1-1	P	91.548	119.213
404	P	99.989	100.001
405	P	83.456	135.176

測量年月日　令和4年11月2日



杭種例表

P	鉄杭
B	金属標
C	コンクリート杭
プ	プラスチック杭

作成者	土地家屋調査士	縮尺	1／250
	調査（令和5年2月4日作成）		
申請人			

（京都土地家屋調査士会用紙）

A4判に縮小

請求番号：8-2

登記年月日　平成29年1月30日

土地所在図
地積測量図

地番	34-2
土地の所在	京都府木津川市市坂湯屋田



求積表

地番	④ 34-2			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
K13	97.979	101.577	-8.531	-835.858849
K14	82.841	106.186	6.032	499.696912
K15	79.631	107.609	8.147	648.753757
K10	79.783	114.333	6.725	536.540675
K11	80.636	114.334	0.001	0.080636
K16	83.367	114.334	0.383	31.929561
K12	92.355	114.717	-12.757	-1178.172735
			合計	-297.030043
			合計面積	148.515021
			地積	148.51 ㎡

引照点表

引照点	X座標	Y座標	距離	備考
IN1	99.727	92.308	26.639	金属鋲
IN2	74.196	99.913	26.639	金属鋲

点間距離表

引照点	境界点	距離
IN1	K13	9.432
IN1	K15	25.259
IN2	K13	23.784
IN2	K15	9.42

測量年月日	平成28年11月10日
座標系	世界

作成者　[redacted]　縮尺 1/250
土地家屋調査士　[redacted]　(平成29年1月30日作成)
(京都土地家屋調査士会用紙)

申請人　[redacted]　縮尺 1/250

これは図面に記録されている内容と相違ない。
令和8年3月23日　京都地方法務局木津川出張所

A4判に縮小

請求番号：8-3

登記年月日　令和5年3月14日

これは図面に記録されている内容と相違ないことを証明する。
令和8年3月23日　静岡地方法務局沼津支局

各階平面図

不動産番号	３３番０の２	建物図面
建物の所在	木津川市市坂湯屋田３３番地、３４番地２	

1階

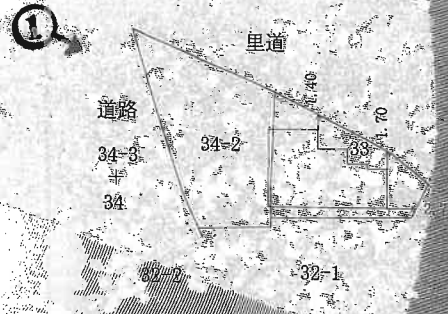
求積表

10.920	× 3.640	=	39.748800
9.100	× 0.455	=	4.140500
7.280	× 1.365	=	9.937200
4.550	× 1.820	=	8.281000
合計			62.107500
床面積			62.10 ㎡

2階

求積表

0.910	× 0.910	=	0.828100
6.370	× 0.910	=	5.796700
10.920	× 2.730	=	29.811600
9.100	× 0.455	=	4.140500
7.280	× 1.365	=	9.937200
4.550	× 1.820	=	8.281000
合計			58.795100
床面積			58.79 ㎡



（写真撮影位置方向）

作製者　土地家屋調査士

令和　5年　3月　9日作製

縮尺　250

縮尺　500

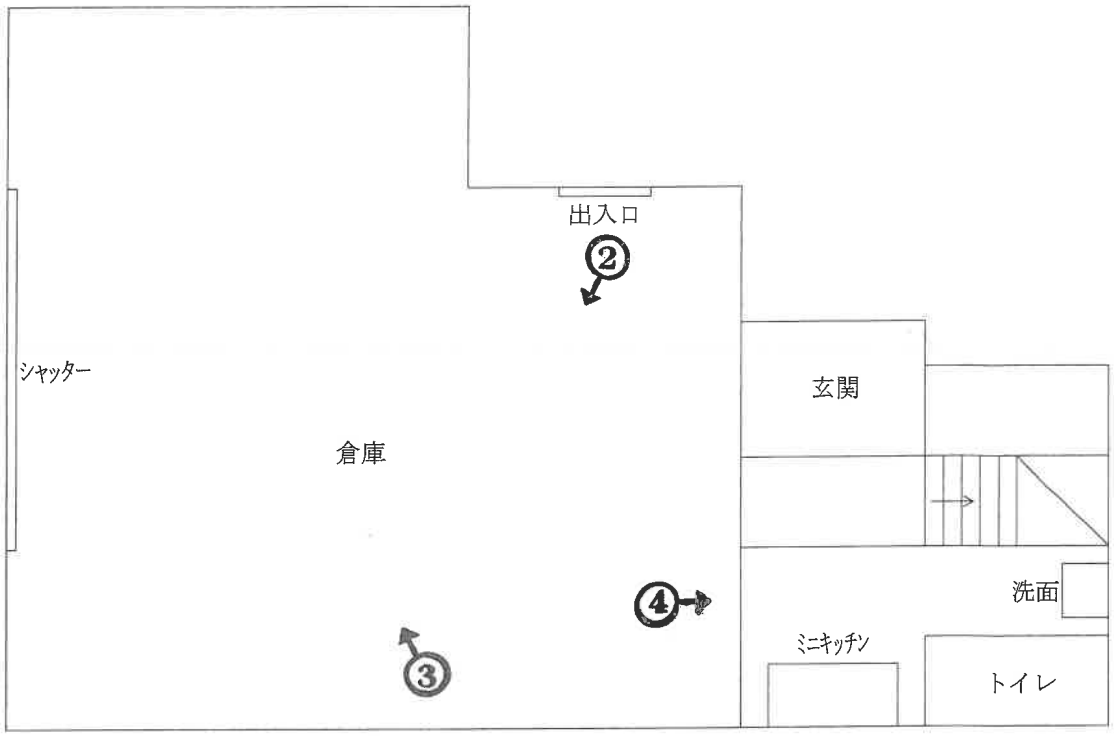
A4判に縮小

請求番号：8-4

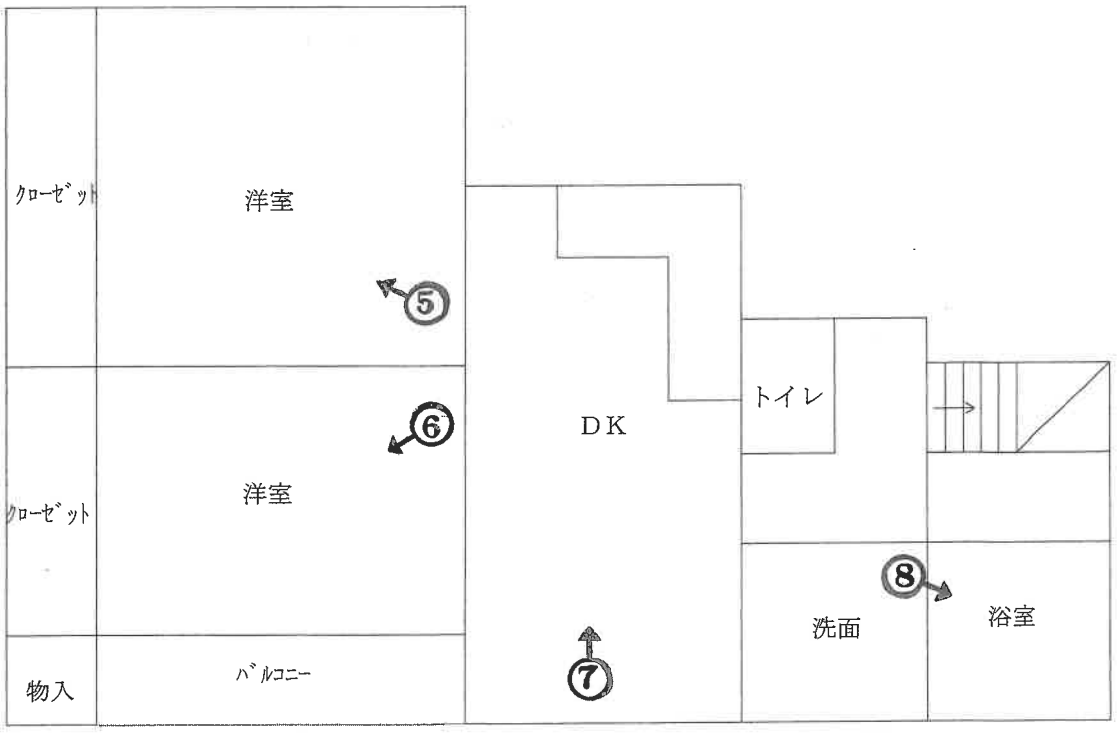
建物見取図

N

（写真撮影位置方向）



1階



2階

1



2





3



4



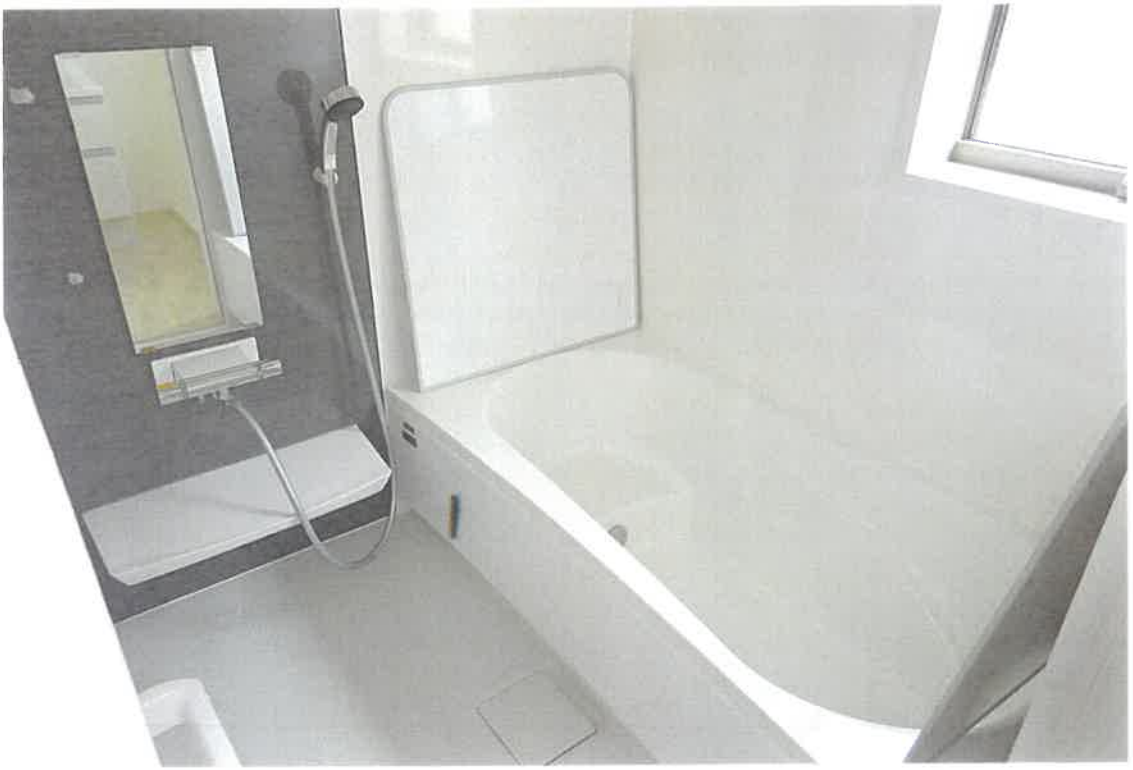
5



6



7



8

令和 8 年 （ケ）第 80 号
令 和 8 年 6 月 30 日 現地調査
令 和 8 年 7 月 10 日 評 価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士

水野 正也

第１　評価額

一　　括　　価　　格		
金　　21,870,000　　円		
内　　訳　　価　　格		
物件１（土地）	金　　1,760,000　　円	
物件２（土地）	金　　2,320,000　　円	
物件３（建物）	金　　17,790,000　　円	

１　一括価格は、物件１、２、３の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２ 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１、２の内訳価格は物件３のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件３の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3　目的物件

番号	所在等	登　記	現　況
1	所　在 地　番 地　目 地　積	「物件目録記載のとおり」	「同　左」
2	所　在 地　番 地　目 地　積	「物件目録記載のとおり」	「同　左」
3	所　在 家屋番号 種　類 構　造 床面積	「物件目録記載のとおり」	居宅・倉庫
番号	特　記　事　項		
	特になし		

第4　目的物件の位置・環境等

1　土地の概況及び利用状況等　　（物件　1、2 ）

位置・交通	JR奈良線「　木津　」駅の　南方・　道路距離約　1.6　km （付属資料「目的物件の位置図」参照）	
付近の状況	一般住宅に、店舗、事業所等も混在する府道沿線地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60 % 200 % なし 15m　第3種高度地区
画地条件	間口　約19　m、奥行約　20～30 mの　略台形地	
接面道路の状況	西側幅員約　10 mの　府道　に　等高　に接する。 （建築基準法第　42条 1項　1号道路　） 北側幅員約　1 mの　里道　に　やや高位　に接する。 （建築基準法上非道路）	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供給処理施設	上水道:　あり ガス配管:　なし　（ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽ使用） 下水道:　あり （注）供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特記事項	特になし	

2 建物の概況及び利用状況　　（物件　3　）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）:　令和5年3月7日　新築 経　過　年　数　:　約 3 年 経済的残存耐用年数　:　約 27 年
仕　　様	構　造　：木造2階建 屋　根　：合金メッキ鋼板葺 外　壁　：サイディング等 内　壁　：クロス等 天　井　：クロス等 床　：フローリング、コンクリート等 設　備　：電気、ガス、給排水設備
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載のとおり
現況用途等	現況用途:　居宅・倉庫 間取り:　（付属資料「建物見取図」参照）
品　　等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	建築確認及び完了検査あり

第5　評価額算出の過程

1　積算価格の試算

[1] 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1、2)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	49,000	0.96	112.82	0.95	5,040,000
2	49,000	0.96	148.51	0.95	6,640,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示　　木津川　　-6

公示価格(円/㎡)　時点修正　　標準化補正　　地域格差　　標準画地価格(円/㎡)

56,500　×　100/100　×　100/102　×　100/113　＝　49,000

◇ 時 点 修 正 :　公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標 準 化 補 正 :　方位 等　(1.02)

◇ 地 域 格 差 :　街路条件　接近条件　環境条件　行政条件　格差率

100/98　×　100/105　×　100/110　×　100/100　=　100/113

イ個 別 格 差 :　方位 形状 等　(0.96)

ウ地　積　:　登記数量による。

エ建 付 減 価 :　建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格 (物件3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
3	200,000	120.89	0.81	19,580,000
計				19,580,000

ウ　現価率

経済的全耐用年数　30　年、経過年数　3　年、経済的残存耐用年数　27 年、残価率 0.05 の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率＝{残価率　0.05　＋(1- 0.05)×経済的残存耐用年数/経済的全耐用年数}×(1-観察減価　0.10)

＝　0.81

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない。

①　土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ (万円未満四捨五入)
1	5,040,000	50%	法定地上権	2,520,000
2	6,640,000	50%	法定地上権	3,320,000

イ　土地利用権等割合:　土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

②　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格(円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	5,040,000	-2,520,000		100%	70%	1,760,000
2	6,640,000	-3,320,000		100%	70%	2,320,000
3	19,580,000	＋5,840,000	100%	100%	70%	17,790,000
一括価格(合計)						21,870,000

ウ　占有減価修正:　　修正の必要がない。
エ　市場性修正:　　修正の必要がない。
オ　競売市場修正:　　評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等　地価公示標準地　（　木津川-6　）

所　　在：　木津川市木津町宮ノ内54番

価　　格：　56,500　円/㎡

位　　置：　JR奈良線「木津」駅の　南西　方、道路距離約　850ｍ

価格時点：　令和8年1月1日

地　　積：　148　㎡

供給処理施設：　水道、下水あり

接面街路：　南西方　5.5　m　市道

用途指定等：　第1種住居地域　（建蔽率　60％、容積率　200％）

地域の概要：　一般住宅のほかに駐車場等も見られる住宅地域

2 固定資産税評価額　（令和　8 年度）

物件1（土地）：　2,629,270　円

物件2（土地）：　3,461,025　円

物件3（建物）：　9,414,732　円

第7 付属資料の表示

1 目的物件の位置図

2 付近地図

以上

令和　８年（ケ）第　　８０号

物　件　目　録

１　所　　在　　木津川市市坂湯屋田

　　地　　番　　３３番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１１２．８２平方メートル

２　所　　在　　木津川市市坂湯屋田

　　地　　番　　３４番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４８．５１平方メートル

３　所　　在　　木津川市市坂湯屋田　３３番地、３４番地２

　　家屋　番号　　３３番０の２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　６２．１０平方メートル
　　２階　５８．７９平方メートル

第１図　目的物件の位置図

方位：↑北



第２図　付近地図



出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して利用